

兵庫教育大学と同窓会の会員が所属する組織との 共同研究事業のご案内

1 目的

- 兵庫教育大学では、大学院同窓会および学部同窓会の会員が所属する教育委員会等の組織と共同で研究活動を行う「共同研究事業」を実施しています。
- Society5.0 時代を迎えて ICT の活用や STEAM 教育など、新たな教育ニーズへの対応を模索されている教育委員会等の組織の教育活動の発展に寄与するとともに、本学の実践的な教育研究の進展に寄与することを目的としています。

2 共同研究事業を申請できる組織

- 大学院および学部同窓会の会員が所属する都道府県および市町村教育委員会等を原則としています。学校単位での事業は対象となりません。

※ 詳細は、修了生・卒業生連携センターまでお問合わせください。

3 申請方法

- 別紙「共同研究事業申請書・実施計画書」をメールにてご提出ください。

提出先：兵庫教育大学 修了生・卒業生連携センター

メールアドレス office-renkei@ml.hyogo-u.ac.jp

- 期日は、原則として実施年度の4月末日までとなっています。

- 申請者は同窓会の会員に限ります。(在学生及び大学教員等研究者を除く)

<詳細ページ> 兵庫教育大学ホームページよりご覧ください。

⇒ 修了生・卒業生の方 ⇒ 修了生・卒業生連携センター ⇒ 会員の所属組織との「共同研究事業」



共同研究事業の二次元コード

4 事業実施の流れ

- (1) 本事業を検討される場合は(随時)、まず本学(修了生・卒業生連携センター)までご相談ください。手続き方法やテーマ設定で支援させていただきます。
- (2) 申請後の事業の選定は、本学の教員養成・研修高度化センター長が行います。選定の基準は、第1項に掲げる目的との適合性を判断するものとします。
- (3) 共同研究事業を行う本学教員への依頼は、事業内容に即して本学が行います。
- (4) 事業の実施が決定した場合は、本学と教育委員会等の組織との間で実施に関する契約を締結します。
- (5) 事業実施のための「共同研究事業実施委員会」等を組織し、共同で事業を進めます。
- (6) 事業の実施期間は原則として単年度ですが、継続実施の場合は手続きが必要です。

5 事業経費と実施に係る事務

- 事業の実施経費は、本学及び教育委員会等の組織がそれぞれ負担するものとします。

- 事業の実施に関する事務は、本学が担当します。経費の全額を一旦本学に預けていただきます。

【共同研究事業の実施例】

- 鳥取県大山町 「学校におけるタブレットの効果的な活用に関する研究」
- 兵庫県神戸市 「日本語学習デジタルコンテンツの効果検証・多言語訳等の作成」
「学年(チーム)担任制導入の効果についての評価・検証」
- 鳥取県 「小中学生における学力と学習方略、非認知能力との関連について」
- 尼崎市 「個別最適な学び・教科横断的な学び等の『探究的な学び』に関する研究」
「AIを活用した文書管理及び校務支援に関する研究」
- 大阪府堺市 「学校園管理職を育成する研修プログラムの堺市版リーダーシップ研修の開発」



〈お問い合わせ・提出先〉

兵庫教育大学 修了生・卒業生連携センター

〒673-1494 兵庫県加東市下久米 942-1

TEL:0795-44-2375, 2406 Fax:0795-44-2376

★★★メールアドレスが変わりました★★★

E-mail:office-renkei@ml.hyogo-u.ac.jp